

(様式2)

「徳島県がん検診受診促進企業連携事業」協定書

(趣旨)

第1条 徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「徳島県がん対策推進計画」を推進し、がん検診の受診率向上に向けた取組を協働で進めることにより、がんの早期発見・早期治療を推進し、県民の健康増進に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(協働事業の内容及び実施方法)

第2条 協働で行う事業は、県民に対してがん検診の受診を勧奨するものとし、具体的な内容及び実施方法は、甲と乙とが協議の上、別途定める。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、この協定による協働事業の実施により知り得た他の当事者の個人情報等を、当事者間の書面による承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。

(協定の有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から次の3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長し、その後も同様とする。

(協定の解除)

第5条 甲又は乙は当事者間の協議により、この協定を解除することができる。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正 純

乙